

助産師養成所 自己点検表

養成施設名:

課程の別: 昼間・夜間・通信・その他()

修業年限:()年

法 ……保健師助産師看護師法

施行令 ……保健師助産師看護師法施行令

指定規則 ……保健師助産師看護師学校養成所指定規則

指導要領 ……岐阜県看護師等養成所の運営に関する指導要領(令和3年4月1日改正)

本表は養成施設等の適正な管理・運営に資するため作成したものであり、定期的に更新を行いますが、諸般の事情により更新が遅れる場合もありますので、各養成施設等においては直近の法令や通知等によりご確認のうえ、ご活用ください。(令和5年4月1日作成)

点検項目		判定	確認書類																																										
1	学生に関する事項		・学則 ・募集要項 ・各種規程 ・学生から提出された書類																																										
	(1) 入所資格を有しない者を入所させていないか。 法第21条各号のいずれかに該当する者であるか(指定規則第3条第1号)	適・否・該当なし																																											
	(2) 入学資格の確認は、以下の書類のうちいずれかを提出させ確実にしているか。(指導要領第4-1(1)ア) ・看護師学校の修了証書の写し若しくは修了見込証明書 ・看護師養成所の卒業証書の写し若しくは卒業見込証明書	適・否・該当なし																																											
	(3) 外国における看護師教育を修了し、助産師養成所への入学を希望するものについては、厚生労働大臣が看護師国家試験の受験資格を認めた場合に限り、入学を認めているか。(指導要領第4-1(2))	適・否・該当なし																																											
	(4) 入学選考は、提出された書類、選考のための学力検査の成績等に基づき、適正に行っているか。(指導要領第4-2(1))	適・否・該当なし																																											
	(5) 助産師としての能力や適性にかかわりのない事項(体型、年齢、家族関係、色覚、医療機関等への勤務の可否等)によって入学制限をしていないか。(指導要領第4-2(2))	適・否・該当なし																																											
	(6) 他の分野で働く社会人に対して、その経験に配慮した入試を設けているか。(指導要領第4-2(3))	適・否・該当なし																																											
	(7) 入学の選考にかかわりのない書類(戸籍抄本、家族調書等)を提出させていないか。(指導要領第4-2(4))	適・否・該当なし																																											
	(8) 学生の卒業は、学生の成績を評価して認めているか。(指導要領第4-3(1))	適・否・該当なし																																											
	(9) 欠席日数が出席すべき日数の1/3を超える者の卒業を認めていないか。(指導要領第4-3(2))	適・否・該当なし																																											
	(10) 特定の医療機関に勤務する又は勤務していることを入学の条件とするなど学生またはこれになろうとする者が、特定の医療機関に勤務しない又は勤務していないことを理由に不利益な取り扱いをしていないか。(指定規則第2条第12号 指導要領第4-4(1))	適・否・該当なし																																											
	(11) 奨学金の受給について、学生又はこれになろうとする者に対して、的確な情報提供や必要な助言、指導等を行っているか。(指導要領第4-4(2))	適・否・該当なし																																											
(12) 医療機関に勤務している学生が看護師等の資格を有しない場合に、法律に違反する業務を行わないように指導しているか。(指導要領第4-4(3))	適・否・該当なし																																												
2	施設設備等に関する事項		・申請時の平面図 ・校舎各室一覧表																																										
	(1) 指定規則等で備えることとなっている部屋があるか。(①～③の全てを満たすこと)																																												
	① 普通教室(同時に行う授業の数に応じ、必要な数が専用であること。(指定規則第3条第6号))	適・否・該当なし																																											
	② 実習室(専用であること。(指定規則第3条第7号))	適・否・該当なし																																											
	ア 助産診断・技術学等の校内実習を行うのに必要な設備を備えた専用の実習室を有すること。 (指導要領第7-4(1))	適・否・該当なし																																											
	イ 実習室は、分べん台及び診察台1台当たり20㎡以上有し、新生児及び妊産じょく婦の訪問看護等の実習を行うのに必要な広さを有しているか。(指導要領第7-4(2))	適・否・該当なし																																											
	ウ 沐浴槽、手術用手洗設備、給湯・給水設備を有するか。(指導要領第7-4(2))	適・否・該当なし																																											
	エ 校内実習に要する機械器具を格納する場所を有すること。(指導要領第7-4(2))	適・否・該当なし																																											
	③図書室はあるか。(指定規則第3条第7号)	適・否・該当なし																																											
	(2) 以下の教育上必要な機械器具、模型及び図書を有するか。(指導要領第7-7(1)、別表8)	適・否・該当なし	・備品類目録 ・図書目録																																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>分娩台</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>分娩介助用器具</td> <td></td> </tr> <tr> <td>分娩介助用機械器具一式</td> <td>学生4人に1</td> </tr> <tr> <td>分娩介助用リネン一式</td> <td>学生4人に1</td> </tr> <tr> <td>器械台、点滴スタンド等</td> <td>各々適当数</td> </tr> <tr> <td>ファントーム</td> <td>学生10人に3</td> </tr> <tr> <td>沐浴用具</td> <td></td> </tr> <tr> <td>沐浴用トレイ</td> <td>学生4人に1</td> </tr> <tr> <td>沐浴槽</td> <td>学生4人に1</td> </tr> <tr> <td>沐浴用人形</td> <td>学生4人に1</td> </tr> <tr> <td>新生児用衣類</td> <td>学生4人に1</td> </tr> <tr> <td>トラウベ式桿状聴診器</td> <td>適当数</td> </tr> <tr> <td>ドップラー</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>妊娠暦速算器</td> <td>適当数</td> </tr> <tr> <td>診察台、椅子</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>新生児用ベッド</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>保育器</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>新生児処置台</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>リネン類</td> <td>適当数</td> </tr> <tr> <td>家庭分娩介助用具一式</td> <td>適当数</td> </tr> </tbody> </table>	品目	数量	分娩台	2	分娩介助用器具		分娩介助用機械器具一式	学生4人に1	分娩介助用リネン一式	学生4人に1	器械台、点滴スタンド等	各々適当数	ファントーム	学生10人に3	沐浴用具		沐浴用トレイ	学生4人に1	沐浴槽	学生4人に1	沐浴用人形	学生4人に1	新生児用衣類	学生4人に1	トラウベ式桿状聴診器	適当数	ドップラー	2	妊娠暦速算器	適当数	診察台、椅子	2	新生児用ベッド	2	保育器	※	新生児処置台	1	リネン類	適当数	家庭分娩介助用具一式	適当数	適・否・該当なし	
	品目	数量																																											
分娩台	2																																												
分娩介助用器具																																													
分娩介助用機械器具一式	学生4人に1																																												
分娩介助用リネン一式	学生4人に1																																												
器械台、点滴スタンド等	各々適当数																																												
ファントーム	学生10人に3																																												
沐浴用具																																													
沐浴用トレイ	学生4人に1																																												
沐浴槽	学生4人に1																																												
沐浴用人形	学生4人に1																																												
新生児用衣類	学生4人に1																																												
トラウベ式桿状聴診器	適当数																																												
ドップラー	2																																												
妊娠暦速算器	適当数																																												
診察台、椅子	2																																												
新生児用ベッド	2																																												
保育器	※																																												
新生児処置台	1																																												
リネン類	適当数																																												
家庭分娩介助用具一式	適当数																																												

	(11) 以下、設置が望ましい施設について設置しているか(指導要領第7-2(7)) ○×をつける 視聴覚教室 演習室 情報処理室 学校長室 教員室 事務室 応接室 研究室 教材室 面接室 会議室 休養室 印刷室 更衣室、 倉庫、 講堂 臨地実習に備えての宿泊できる設備(指導要領第7-4(3))	適・否・該当なし							
	(12) 臨床場面を擬似的に体験できるような用具や環境を整備しているか。(指導要領第7-2(8))	適・否・該当なし							
	(13) 2以上の養成所又は課程を併設する場合、共用とする施設設備を機能的に配置し、かつ養成所又は課程ごとのまとまりを持たせているか。(指導要領第7-2(9))	適・否・該当なし							
	(14) 総定員を考慮し教育環境を整備しているか。(指導要領第7-2(9))	適・否・該当なし							
3	教員等に関する事項								
	(1) 教員および専任教員の数は不足していないか。(①、②を満たしていること) (指定規則第3条第4号)	適・否・該当なし	・教員一覧 ・履歴書 ・免許証又は 資格証等の写し (原本確認)						
	①教員は指定規則別表2に掲げる各教育内容を教授するのに適当な教員を有し、かつ、そのうち3人以上は助産師の資格を有する専任教員としているか。(指定規則第3条第4号)	適・否・該当なし							
	②学生定員が20人を超える場合には、学生が20人を増すごとに1人増員すること。(指導要領第5-1(9))	適・否・該当なし							
	(2) 専任教員は以下のいずれかの要件に該当する者であるか。(指導要領第5-1(2))	適・否・該当なし							
	①助産師として3年以上業務に従事した者で、大学において教育の本質・目標、心身の発達と学習の過程、教育の方法・技術及び教科教育法に関する科目のうちから、合計4単位以上を履修して卒業したもの又は大学院において教育に関する科目を履修したものであるか。	適・否・該当なし							
	②以下のいずれの要件も満たす者。 ア 助産師として5年以上業務に従事した者 イ (ア)から(ウ)までのいずれかの研修(以下「専任教員として必要な研修」という。)を修了した者又は口 助産師の教育に関し、これと同等以上の学識経験を有すると認められる者 (ア) 厚生労働省が認定した専任教員養成講習会(旧厚生省が委託実施したもの及び厚生労働省が認定した看護教員養成講習会を含む。) (イ) 旧厚生労働省看護研修研究センターの看護教員養成課程 (ウ) 国立保健医療科学院の専攻課程(平成14年度及び平成15年度旧国立公衆衛生院の専攻課程看護コースを含む。)及び専門課程地域保健福祉分野(平成16年度)	適・否・該当なし							
	(3) 同一の教員が、他の養成所、課程で専任教員になっていないか。(指導要領第5-1(6))	適・否・該当なし							
	(4) 専任教員のうち1人は教務に関する主任者であるか。(指定規則第3条第4号) また、以下のいずれかに該当しているか。(指導要領第5-1(15)) ①専任教員の経験を3年以上有する者 ②厚生労働省が認定した教務主任養成講習会修了者 ③旧厚生労働省看護研修研究センターの幹部看護教員養成課程修了者 ④上記①～③と同等以上の学識経験を有すると認められる者	適・否・該当なし							
	(5) 同一の専任教員が、他の養成所、課程で教務主任になっていないか。(指導要領第5-1(11))	適・否・該当なし							
	(6) 専任教員は、専門領域における教授方法や看護実践現場での研修を受けるなど自己研鑽に努めているか。(指導要領第5-1(12))	適・否・該当なし							
	(7) 専任教員の担当する授業時間数は、過重にならないよう1人1週間当たり15時間を標準としているか。(指導要領第5-1(10))	適・否・該当なし							
	(8) 専任教員の採用に当たっては、助産師の業務から5年以上離れていないことを確認しているか。(指導要領第5-1(5))	適・否・該当なし							
	(9) 養成所の長が兼任である場合又は2以上の課程を併設する場合には、長を補佐する専任の職員を配置しているか。(指導要領第5-2(1))	適・否・該当なし							
	(10) 養成所の長を補佐する専任の職員を置く場合、長又は長を補佐する専任の職員のいずれかは看護職員であるか。(指導要領第5-2(2))	適・否・該当なし							
	(11) 専任教員としての要件を満たし、かつ臨地実習全体の計画の作成、実習施設との調整等を行う者(以下「実習調整者」という。)が定められているか。(指導要領第5-3(1)(2))	適・否・該当なし							
	(12) 実習指導教員(実習施設で学生の指導に当たる看護職員)を施設数を踏まえ適当数確保しているか。(指導要領第5-4)	適・否・該当なし							
	(13) 実習指導教員は、助産師であり、3年以上当該資格の業務に従事した者であるか。(指導要領第5-4(2))	適・否・該当なし							
	(14) 各科目を教授する教員は、当該科目について相当の学識経験を有しているか。(指導要領第5-5(1)) ○ 各科目を担当する教員は、経歴、専門分野等を十分に考慮して選任しているか。(指導要領第5-5(2))	適・否・該当なし							
	(15) 学生の生活相談、カウンセリング等を行う者が定められているか。(指導要領第5-1(13)) カウンセリング等に関して当該者が支援を受けられる体制の確保等の工夫を講じているか。(指導要領第5-1(13))	適・否・該当なし							
4	教育に関する事項 【助産師養成課程】								
	(1) 教育の内容は以下の留意点の内容を含んでいるか。(指導要領別表2)	適・否・該当なし							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>教育内容</th> <th>単位数</th> <th>留意点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基礎助産学</td> <td>6</td> <td>生涯を通じて、性と生殖に焦点を当てて支援する活動である助産の基礎について学ぶ内容とする。 母子の命を同時に尊重することに責任を持つ役割を理解し、生命倫理を深く学ぶ内容とする。 母性・父性を育むことを支援する能力を養う内容とし、また対象の身体的・心理的・社会的・文化的側面を統合的にアセスメントする能力を強化する内容とする。 チーム医療や関係機関との調整・連携について学ぶ内容とする。 助産師の専門性、助産師に求められる姿勢、態度について学ぶ内容とする。</td> </tr> </tbody> </table>	教育内容	単位数	留意点	基礎助産学	6	生涯を通じて、性と生殖に焦点を当てて支援する活動である助産の基礎について学ぶ内容とする。 母子の命を同時に尊重することに責任を持つ役割を理解し、生命倫理を深く学ぶ内容とする。 母性・父性を育むことを支援する能力を養う内容とし、また対象の身体的・心理的・社会的・文化的側面を統合的にアセスメントする能力を強化する内容とする。 チーム医療や関係機関との調整・連携について学ぶ内容とする。 助産師の専門性、助産師に求められる姿勢、態度について学ぶ内容とする。		
教育内容	単位数	留意点							
基礎助産学	6	生涯を通じて、性と生殖に焦点を当てて支援する活動である助産の基礎について学ぶ内容とする。 母子の命を同時に尊重することに責任を持つ役割を理解し、生命倫理を深く学ぶ内容とする。 母性・父性を育むことを支援する能力を養う内容とし、また対象の身体的・心理的・社会的・文化的側面を統合的にアセスメントする能力を強化する内容とする。 チーム医療や関係機関との調整・連携について学ぶ内容とする。 助産師の専門性、助産師に求められる姿勢、態度について学ぶ内容とする。							

助産診断・技術学	10 助産の実践に必要な基本的技術及び分べん等において対象や他職種の専門性を尊重し、適切な役割分担と連携の下で支援を行うための高いコミュニケーション能力を確実に修得する内容とする。 女性及び家族への生涯にわたる健康の継続的支援を行う内容とする。 助産過程の展開に必要な助産技術を確実に修得するために、演習を充実・強化する内容とする。 妊婦・じょく婦・新生児の健康状態に関するアセスメント及びそれに基づく支援を強化する内容とする。 妊娠経過を診断するための能力、正常からの逸脱を判断し、・異常を予測する臨床判断能力を養い、診断に伴う最新の技術を修得する内容とする。 分べん期における緊急事態（会陰の切開及び裂傷に伴う縫合、新生児蘇生、止血処置、児の異常に対する産婦・家族への支援等）に対応する能力を強化する内容とする。 妊産婦の主体性を尊重した出産を支援し、妊娠・分べん・産じょく期にわたる継続的な支援を強化する能力を養う内容とする。		
地域母子保健	2 住民の多様なニーズに対応した母子保健サービスを提供できるための能力を養うとともに、保健・医療・福祉関係者と連携・協働しながら、地域における子育て世代を包括的に支援する能力を養う内容とする。産後4か月程度までの母子のアセスメントを行う能力を強化する内容とする。		
助産管理	2 助産業務の管理、助産所の運営の基本及び周産期医療システムについて学ぶ内容とする。 周産期における医療安全の確保と医療事故への対応、平時の災害への備えと被災時の対応について学ぶ内容とする。		
臨地実習	11 助産診断・技術学、地域母子保健及び助産管理の実習を含むものとする。		
助産学実習	11 実習期間中に妊娠中期から産後1か月まで継続して受け持つ実習を1例以上行う。 妊婦健康診査を通して妊娠経過の診断を行う能力を強化する実習とする。 産じょく期の授乳支援や1か月健康診査までの母子のアセスメント及び母子と家族を支援する能力を強化する実習とする。 産後4か月程度の母子のアセスメントを行う能力を強化する実習を行うことが望ましい。 分べんの取扱いの実習については、分べんの自然な経過を理解するため、助産師又は医師の監督の下に、学生1人につき正常産を10回程度直接取り扱うことを目安とする。取り扱う分べんは、原則として正常産・経膈分べん・頭位単胎とし、分べん第1期から第3期終了より2時間までとする。		
総計	31		
(2) 教育課程の編成に当たっては、31単位の講義、実習等を行っているか。(指導要領第6-2(2))	○実際の授業時間が学則で定める時間より少なくないか。	適・否・該当なし	・講義録 ・出席簿
(3) 講義及び演習についてはおおむね15時間から45時間、実験、実習(臨地実習含む)及び実技については30時間から45時間の範囲で定めているか。(指導要領第6-3(1)ア)		適・否・該当なし	・出勤簿 ・時間割
(4) 各科目について、授業要綱、実習要綱及び実習指導要綱を作成しているか。(指導要領第6-1(2))	○作成に当たっては、指導要領別表2を参照しているか。(指導要領第6-1(1))	適・否・該当なし	・年間教育計画 ・科目認定
(5) 単位の認定に当たっては、講義、実習等を必要な時間数以上受けていることを確認しているか。(指導要領第6-3(2)ア)		適・否・該当なし	関係書類 ・実習要綱
(6) 他の学校等における、既履修科目の認定は適切か。(指定規則別表3の2、指導要領第6-3(2)イ)	○既修得単位の認定は、本人の申請に基づき個々の既修の学習内容を評価しているか。(指導要領第6-3(2)ア) ○認定は、総取得単位数の1/2を超えない範囲であるか。(指導要領第6-3(2)イ)	適・否・該当なし 適・否・該当なし	・実習指導要綱
(7) 看護師養成所で履修した教育内容との重複を避け、助産師の実践活動の基礎となる知識についての内容を精選しているか。(指導要領第6-4(10))		適・否・該当なし	
(8) 臨地実習は、実践活動の場において行う実習のみとしているか。(指導要領第6-4(5))		適・否・該当なし	
(9) 臨地実習で実践活動の場以外で行う学習は、その学習の目的、内容及び時間数を実習指導要綱等で明記しているか。(指導要領第6-4(5))		適・否・該当なし	
(10) 助産学実習では、分べん第一期のアセスメント及び支援ができ、分べん介助の途中で吸引分べん、鉗子分べんに移行した場合でも、1回の分べんとして算入しているか。(指導要領第6-4(8))		適・否・該当なし	
(11) 同一科目の臨地実習が2施設以上にわたる場合は、各学生の実習内容に差が生じないよう、教育計画を配慮しているか。(指導要領第6-4(7))		適・否・該当なし	
5 実習に関する事項			
(1) 承認を受けていない実習施設を利用していないか。(施行令第13条第1項)	○病院、診療所、助産所以外に、保健所、市町村保健センター、産後ケアセンター、子育て世代包括支援センター等を適宜確保しているか。(指導要領第8-4(2))	適・否・該当なし 適・否・該当なし	・実習施設一覧 ・実習施設
(2) 実習施設は、原則として養成所が所在する都道府県内にあるか。(指導要領第8-2(3))		適・否・該当なし	概要
(3) 実習施設(病院、診療所、助産所)は、以下の要件を満たしているか。(指導要領第8-4(1))	①外来を含む産科診療部門の管理体制が適切であること。 ②分べん介助手順、妊婦、産婦、じょく婦及び新生児の健康診査基準、保健指導基準、看護基準、看護手順等が作成され活用されていること。 ③助産師による妊婦、産婦、じょく婦及び新生児の健康診査、保健指導及び分べん管理が適切に行われているとともに、諸記録が適正に管理されていること。 ④外来、産科棟には適当な助産師の実習指導者が定められていること。ただし、診療所及び助産所での実習にあたっては、学生の指導を担当できる適当な助産師を実習指導者とみなすことができること。 ⑤看護職員に対する継続教育が計画的に実施されていること。	適・否・該当なし 適・否・該当なし 適・否・該当なし	・実習指導要綱
(4) 実習施設には、学生の更衣室及び休憩が可能な場所や実習効果を高めるために専任教員、実習指導教員、又は実習指導者との討議等が実施できる場所が設けられているか。(指導要領第8-2(5))		適・否・該当なし	
(5) 実習施設には、実習に必要な看護用具が整備、充実されているか。(指導要領第8-2(2))		適・否・該当なし	
(6) 実習指導者は担当する領域について相当の学識経験を有し、かつ、原則として必要な研修(実習指導者講習会)を受けた者であるか。(指導要領第8-1)		適・否・該当なし	

6	変更承認及び届出その他に関する事項 変更承認もしくは届出書の提出が必要とされる学則等の変更について、必要な手続きを経ずに変更し、運用していないか。(施行令第13条、指定規則第8条))	適・否・該当なし	・過去の申請書類
	○変更にあたり事前に承認が必要な事項 ・課程 ・修業年限の変更 ・教育課程の変更 ・入学(入所)定員の変更 ・校舎の各室の用途及び面積並びに校舎の配置図及び平面図の変更 ・実習施設の変更	適・否・該当なし	
	○変更後1ヶ月以内に届出が必要な事項 ・設置者の氏名および住所 ・名称 ・位置 ・学則(上記承認が必要な事項を除く)	適・否・該当なし	
7	(1) 管理及び維持経営の方法が確実であるか。(指定規則第3条第11号)	適・否・該当なし	・学則 ・各種規程 ・各種書類 ・職員名簿 ・出勤簿
	① 養成所の運営に係る職員の所掌事務及び組織が明確に定められているか。(指導要領第9-1)	適・否・該当なし	
	② 養成所の運営に関する諸会議が、学則に基づいた細則に規定されているか。(指導要領第9-1)	適・否・該当なし	
	③ 養成所の運営に関する諸書類が保管されているか。(指導要領第9-2)	適・否・該当なし	
	④ 教育環境を整備するために必要な措置を講じているか。(指導要領第9-3)	適・否・該当なし	
	⑤ 運営経費において、講師謝金、図書費等のほか、必要に応じて、機械器具費、専任教員の研修費等を計上しているか。(指導要領第9-4)	適・否・該当なし	
(2) 専任の事務職員がいるか。(指定規則第2条第1項第10号)	適・否・該当なし		
(3) 教育活動その他の養成所の運営状況について、自ら評価を行い、その結果を公表しているか。(指導要領第9-5) ○評価については、「看護師等養成所の教育活動等に関する自己評価指針作成検討会」報告書(平成15年)を参照しているか。(指導要領第9-5)	適・否・該当なし		
点検結果に係るコメント(否となった項目についての原因と改善点等を記載)			
<p>※記載要領</p> <p>①判定は確認書類との突合により実施し、法令に基づき適切に実施されている場合は「適」、そうでない場合は「否」とする。</p> <p>②確認事項の判定は設置者自らが行うこととするが、補助者を置くことは差し支えない。 なお、補助者を置く場合は、設置者が判定内容を把握しその実施に責任を負うものとする。</p> <p>実施日： 年 月 日</p> <p>設置者氏名：</p> <p>記載者氏名：</p>			